




資料集

- 資料 1 関連する法律・施策
- 資料 2 関係通知・指針・実施要領
 - 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針
- 資料 3 保健・医療に関連する主な愛知県計画
- 資料 4 関係機関・団体
- 資料 5 参考書籍・刊行物
- 資料 6 歯科保健関連情報 Web サイト
- 資料 7 愛知県口腔保健支援センター設置要綱
- 資料 8 検討委員・ワーキンググループ委員名簿

資料の説明と活用ポイント

資料のタイトル		活用ポイント
資料 1	関連する法律・施策	<p>行政の歯科衛生士として、業務を行うための根拠となる法律や施策、計画などの一覧</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>今すぐ理解しなければ…と、難しく捉えなくても大丈夫。自分で調べ、自分の事業と結び付けて何度も目を通していくうちに理解が深まります。</p>  </div>
資料 2	関係通知・指針・実施要領 都道府県及び市町村における 歯科保健業務指針	
資料 3	関連する主な愛知県計画	
資料 4	関係機関・団体	<p>業務を行う上で、連携を取るとよい関係機関や団体の一覧</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地域にどんな関係機関・団体があり、主にこういった仕事や役割を担っているのかを把握することが、多職種連携の一步となります。</p>  </div>
資料 5	歯科保健関係情報 Web サイト	<p>業務を行う上で、参考になる書籍や Web サイトの一覧</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>行政職員として誤った情報を発信しないよう、常に最新情報をチェックしましょう。Web サイトを確認し、事前にどのサイトにどんな情報があるかを把握しておくこと、スムーズな仕事につながります。</p>  </div>
資料 6	参考書籍・刊行物	
資料 7	愛知県口腔保健支援センター設置要綱	平成 27（2015）年に設置された愛知県口腔保健支援センターの設置要綱（人材育成研修の企画・運営を実施）
資料 8	検討委員・ワーキンググループ委員名簿	愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの作成メンバーの一覧

資料1 関連する法律・施策

●愛知県所管

法律	主な施策	主な報告
歯科衛生士法	歯科保健指導	歯科衛生士業務従事者届 衛生行政報告例（隔年）
地域保健法	保健所の業務 市町村保健センターの業務	地域保健・健康増進事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
健康増進法	健康日本21 健康増進事業（歯周病疾患検診、健康教育、健康相談等） ●健康日本21 あいち新計画	地域保健・健康増進事業報告 ●歯周疾患検診実施状況報告
歯科口腔保健の推進に関する法律	基本的事項（知識等の普及啓発、定期的な歯科検診の勧奨、障害者等の定期的な歯科検診、歯科疾患予防のための措置、調査・研究） ●あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例 ●歯科口腔保健基本計画	地域保健・健康増進事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
母子保健法	健やか親子21 健康診査の実施（1歳6か月児、3歳児） 健康診査の勧奨（妊産婦・幼児等） 知識の普及、保健指導 ●あいはぐみんプラン （子ども・子育てに関する総合計画）	地域保健・健康増進事業報告 ●母子保健報告 ●母子健康診査マニュアル報告 ●地域歯科保健業務状況報告
児童虐待の防止等に関する法律	●子どもを虐待から守る条例	
成育基本法 ※1 医療的ケア児支援法 ※2	歯科保健指導	
学校保健安全法 同 施行規則	幼稚園、こども園、小学校、中学校の健康診査、保健管理、保健活動	学校保健統計 ●地域歯科保健業務状況報告
高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査・特定保健指導 高齢者保健事業（歯科健康診査、健康教育、健康相談等）	特定健康診査等実施状況結果報告 後期高齢者医療事業状況報告 ●地域歯科保健業務状況報告
介護保険法	一般介護予防事業（普及啓発：口腔機能向上）	一般介護予防事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
医療法	●地域保健医療計画	

※1 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

※2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

資料2 関係通知・指針・実施要領など

(1) 全般

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	平成6年12月1日／厚生省告示第374号 (略) 令和4年2月1日／厚生労働省告示第24号
都道府県及び市町村における歯科保健業務指針	平成9年3月3日／厚生省健康政策局長 (平成9年4月1日から運用) P.38～41
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	平成24年7月10日／厚生労働省告示第430号
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	平成24年7月23日／厚生労働省告示第438号 令和元年11月26日／厚生労働省告示第176号
中間評価報告書	平成30年9月／厚生労働省医政局歯科保健課
最終評価報告書	令和4年10月／厚生労働省医政局歯科保健課
8020運動・口腔保健推進事業実施要綱	平成27年4月10日／厚生労働省医政局長 令和4年4月5日／厚生労働省医政局長
「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書～「歯科保健医療ビジョン」の提言～	平成29年12月25日／厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書	令和元年6月4日／厚生労働省医政局歯科保健課
「第4次食育推進計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について	令和3年4月1日／厚生労働省医政局歯科保健課長

(2) 母子保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
幼児期における歯科保健指導の手引き	平成2年3月5日／厚生省健康政策局長通知
母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領	平成8年11月20日／厚生省児童家庭局長 (平成9年4月1日から運用)
母子歯科健康診査及び保健指導に関する実施要領	平成9年3月31日／厚生省児童家庭局長・健康政策局長、平成9年4月1日から運用
授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）	平成31年年3月29日／厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

(3) 学校保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について ----- フッ化物洗口マニュアル（2022年版）	令和4年12月28日／厚生労働省医政局長・健康局長通知
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり／同 改訂版	平成23年3月／文部科学省スポーツ・青少年局長 令和2年2月／公益財団法人日本学校保健会
薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局長
卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について（その2）	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局総務課

(4) 成人・高齢者保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針	平成16年6月14日／厚生労働省告示第242号 令和2年2月12日／厚生労働省告示第37号
健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長
健康増進事業実施要領	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長 (平成20年4月1日から適用、随時改正)
歯周病検診マニュアル2015	平成27年6月30日／厚生労働省健康局長
歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について	平成20年5月30日／厚生労働省労働基準局長
介護予防マニュアル（改定版）	平成24年3月／厚生労働省老人保健局老人保健課
特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）	平成30年3月／厚生労働省保険局医療介護連携政策課
後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル	平成30年10月24日／厚生労働省医政局歯科保健課長・保険局高齢者医療課長
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けた体制整備等	令和元年7月／厚生労働省保険局高齢者医療課、同国民健康保険課、老健局老人保健課
高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（第2版）	令和元年10月／厚生労働省保険局高齢者医療課

(5) その他

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について	令和4年7月／厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、老健局
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体を実施する 歯科健康診査 ・ 歯科保健指導について	令和2年4月／厚生労働省医政局
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について	令和2年6月／厚生労働省医政局

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

(平成九年三月三日)

(健政発第一三八号)

(各都道府県知事・各政令市長・各特別区区长あて厚生省健康政策局長通知)

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成六年七月一日法律第八四号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成九年四月一日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成九年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成九年四月一日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」平成二年六月二八日健政計第二三号、歯第一八号は平成九年四月一日をもって、廃止するものとする。

(別添) 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対するハ〇二〇運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種の確保等に努めること。

(3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とする歯の予防処置事業、ハ〇二〇(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし、調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。

2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

(5) 企画・調整機能の強化

地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。

(6) 市町村に対する技術的な指導・支援

次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。

- 1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。
- 2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力を行うよう努めること。
- 3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。
- 4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必要な連携を密にするよう配慮すること。

(7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について

保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

第二 市町村等における歯科保健業務について

1 企画・実施体制の調整

(1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。

なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

(2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

(3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

- (1) 母子に関すること
- (2) 成人に関すること(ハ〇二〇運動等)
- (3) 老人に関すること 在宅寝たきり老人も含む
- (4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、一歳六か月児健康診査、三歳児健康診査時等のう歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い、歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用し易い形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

資料3 関連する主な愛知県計画

愛知県計画の名称	策定期間	策定根拠	市町村計画
あいち福祉保健医療ビジョン2026	令和3年度～令和8年度	社会福祉法（第108条）	努力義務
健康日本21あいち新計画【第2期】	平成25年度～令和5年度	健康増進法（第8条）	努力義務
歯科口腔保健基本計画	平成25年度～令和5年度	歯科口腔保健の推進に関する法律（第13条）、あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例（第9条）	努力義務
母子保健計画【第2期】	令和2年度～令和6年度	母子保健計画策定指針（平成26年6月17日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	努力義務
あいちはぐみんプラン2020-2024		子ども・子育て支援法（第62条） 次世代育成支援対策推進法（第9条） 子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条） 愛知県少子化対策推進条例（第6条） 愛知県子どもを虐待から守る条例（第10条）	義務
あいち食育いきいきプラン2025【第4期】	令和3年度～令和7年度	食育基本法（第17条）	義務
あいち障害者福祉プラン2021-2026	令和3年度～令和8年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第89条）	義務
高齢者福祉保健医療計画【第8期】	令和3年度～令和5年度	老人福祉法（第20条の9） 介護保険法（第118条）	義務
あいちオレンジタウン構想アクションプラン【第2期】		認知症施策推進大綱（令和元年6月） 愛知県認知症施策推進条例（第9条）	
あいち自殺対策総合計画【第3期】	平成30年度～令和4年度	自殺対策基本法（第13条第1項）	義務
地域保健医療計画【第9期】	平成30年度～令和5年度	医療法（第30条の4第1項）	

愛知県計画の名称	策定期間	策定根拠	市町村計画
医療費適正化計画	平成30年度～令和5年度	高齢者の医療の確保に関する法律（第9条）	
医療介護総合確保法に基づく県計画	平成26年策定 各年度改定	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（第4条第1項）	
がん対策推進計画【第3期】	平成30年度～令和5年度	がん対策基本法（第12条第1項）、県がん対策推進条例（第20条第1項）	
肝炎対策推進計画【第2期】	平成30年度～令和4年度	肝炎対策基本法（第9条第1項）、肝炎対策の推進に関する基本的な指針	
循環器病対策推進計画	令和3年度～令和5年度	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（第11条）	
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成17年策定 随時改定	新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）	
感染症予防計画	平成11年策定 随時改定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第10条第1項、第9条第1項）	
アルコール健康障害対策推進計画	平成29年度～令和4年度	アルコール健康障害対策基本法（第14条）	
ギャンブル等依存症対策推進計画	令和2年度～令和4年度	ギャンブル等依存症対策基本法（第13条）	
国民健康保険運営方針【第2期】	令和3年度～令和5年度	国民健康保険法（第82条の2）	
地域防災計画	昭和38年～随時改定	災害対策基本法（第40条）	義務
医療救護活動計画	平成27年度～見直し中	医療法（第30条の4第2項） 医療提供体制の確保に関する基本方針	

資料4 関係機関・団体

名 称		愛知県内組織の概要・ホームページ等
歯科医師会		一般社団法人愛知県歯科医師会：支部44 http://www.aichi8020.net/
歯科衛生士会		公益社団法人愛知県歯科衛生士会：支部10 http://aichi-shika.com/
歯科技工士会		一般社団法人愛知県歯科技工士会：地区7 https://www.aichi-dt.com/
医師会		公益社団法人愛知県医師会：地区31 http://www.info.aichi.med.or.jp/
薬剤師会		一般社団法人愛知県薬剤師会：地域会38 http://www.apha.jp/
栄養士会		一般社団法人愛知県栄養士会 https://aichiken-eiyoushikai.or.jp/
医療機関 (病院、診療所、薬局)		愛知県内の医療機関名簿、あいち医療情報ネット (URL: 次ページ参照)
幼稚園、保育所 認定こども園		市町村子育て支援又は児童福祉部門が所管 (幼稚園、私立施設は市町村により所管する場合もある)
小学校、中学校		市町村教育委員会が所管(私立施設は除く)
特別支援学校		県立：愛知県教育委員会事務局特別支援教育課が所管 市立：各市町村教育委員会が所管
商工会・商工会議所		地域により組織体が異なる
医療 保険者	国保	愛知県国民健康保険団体連合会：市町村国保54、国保組合6
	健保	健康保険組合連合会愛知連合会：会員組合92
	協会けんぽ	全国健康保険協会愛知支部：加入事業所約127,000
	高齢者	愛知県後期高齢者医療広域連合：市町村54
地域産業保健センター		愛知県地域産業保健総合センター：地域窓口14、労基署が所管 https://www.aichis.johas.go.jp/
障害者福祉施設		福祉ガイドブック https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html
介護保険・高齢者福祉施設		介護保険・高齢者福祉ガイドブック http://www.pref.aichi.jp/korei/guide/
地域包括支援センター		市町村介護保険又は高齢者福祉部門が所管(H30年8月現在227)

資料5 歯科保健関連情報 Webサイト

※URLは変更されている場合があります

愛知県の関連情報

健康日本21あいち新計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059629.html>

愛知県歯科口腔保健基本計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html>

あいち健康ナビ（健康情報ポータルサイト）

<https://ssl.aichikenkonavi.com/>

あいち健康経営ネット（健康経営支援ポータルサイト）

<https://www.kenko-keiei.pref.aichi.jp/>

あいちの母子保健ニュース

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000081625.html>

愛知県母子健康診査マニュアル（あいち小児保健医療総合センター保健部門）

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/index.html>

愛知県地域保健医療計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/iryokeikaku.html>

愛知県内の医療機関名簿（病院、診療所、歯科診療所）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000079467.html>

あいち医療情報ネット

<https://iryojoho.pref.aichi.jp/>

福祉ガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>

介護保険・高齢者福祉ガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html>

あいち地域包括ケアポータルサイト

<https://www.aichi-chiikihoukatu-portal.jp/>

愛知県衛生年報

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/0000000364.html>

愛知県統計年鑑

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000079875.html>

厚生労働省

歯科保健医療情報サイト

<https://dental-care-info.jp/index.php>

健康日本21（第二次）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouunippon21.html

歯科口腔保健関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/index.html

歯科医療施策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>

歯科保健医療に関するオープンデータ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00001.html

審議会・研究会等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

厚生労働統計一覧（国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査、地域保健・健康増進事業報告、他）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

介護事業所・生活関連情報検索（介護サービス情報公表システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

e-ヘルスネット（生活習慣病予防のための健康情報サイト）

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>

一般財団法人厚生労働統計協会

国民衛生の動向など（出版事業）

<https://www.hws-kyokai.or.jp/publishing/type/magazine.html>

厚生指標 統計データのページ

<https://www.hws-kyokai.or.jp/information/statistics.html>

文部科学省

学校保健統計

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.html

国立保健医療科学院

歯科口腔保健の情報提供サイト（通称：歯っとサイト）

<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/>

全国行政歯科技術職連絡会（通称：行歯会） ※事務局：国立保健医療科学院

<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/gyoushi.html>

国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

政府統計ポータルサイト e-Stat（イースタット）

<https://www.e-stat.go.jp/>

福祉・保健・医療の総合情報サイト WAM NET（ワムネット）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

消費者庁

消費者安全調査委員会

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/>

総務省

統計制度

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/8.htm

公衆衛生・地域保健関係団体

全国保健所長会

<http://www.phcd.jp/>

全国保健師長会

<http://www.nacphn.jp/>

一般財団法人 日本公衆衛生協会

<http://www.jpha.or.jp/sub/menu01.html>

関係学会・団体など

一般社団法人 日本公衆衛生学会

<https://www.jsph.jp/>

東海公衆衛生学会

<http://plaza.umin.ac.jp/~tpha/cgi-bin/wiki3/wiki.cgi>

一般社団法人 日本口腔衛生学会

<http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/>

東海口腔衛生学会

<https://tokaikoe.wixsite.com/tokaikoe>

一般社団法人 社会歯科学会

<https://www.socialdentistry.net/>

一般社団法人 日本健康教育学会

<http://nkkgeiyo.ac.jp/>

一般財団法人 口腔保健協会

<http://www.kokuhoken.or.jp/>

公益財団法人 8020推進財団

<https://www.8020zaidan.or.jp/index.html>

公益社団法人 日本歯科医師会

<https://www.jda.or.jp/>

公益社団法人 日本歯科衛生士会

<https://www.jda.or.jp/>

公益社団法人 日本学校歯科医会

<https://www.nichigakushi.or.jp/>

日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/gaiyou.xhtml>

特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会

<http://www.nponitif.jp/>

愛知県小児保健協会

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/childhealth.html>

歯科衛生士リカレント研修センター（愛知学院大学短期大学部）

<https://tandai.agu.ac.jp/dh-rtc/index.html>

資料6 参考書籍・刊行物

- メディファクス（株式会社じほう、日刊）
- 保健衛生ニュース（社会保険実務研究所、週刊）
- 地域保健（東京法規出版、月刊、Web版）
- 公衆衛生（医学書院、月刊）
- 公衆衛生情報（日本公衆衛生協会、月刊）
- 親子保健（公益社団法人母子保健推進会議、月刊）
- 母子保健（公益財団法人母子衛生研究、月刊）
- 日本歯科新聞（日本歯科新聞社、週刊）
- 2022年版 歯科保健指導関係資料（口腔保健協会／2022.3.31）
- 2022年版 歯科保健関係統計資料（口腔保健協会／2022.3.31）
- 歯科六法コンメンタール<第2版> 歯科関連法律の逐条解説
(ヒョーロン／2021.4.1)
- 新編 衛生学・公衆衛生学（医歯薬出版／2021.2.10）
- フッ化物応用の科学<第2版>（口腔保健協会／2018.3.31）
- う蝕予防の実際 フッ化物局所応用実施マニュアル
(社会保険研究所／2017.6.4)
- 災害歯科保健医療 標準テキスト
(日本歯科医師会, 災害歯科保健医療連絡協議会／2021.12)

資料 7

愛知県口腔保健支援センター設置要綱

(目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として位置づけ、県民の生涯にわたる歯と口の健康の維持増進を目指して、歯科口腔保健対策のさらなる推進を図ることを目的として、愛知県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、愛知県とする。

(設置)

第3条 支援センターは、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課に設置する。

(業務内容)

第4条 支援センターは、健康対策課で所管する業務のうち、次に掲げる業務を実施する。

- 1 以下の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う。
 - (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
 - (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
 - (3) 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
 - (4) 歯科疾患の予防のための措置等
 - (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- 2 その他歯科口腔保健の推進等に関する業務

(組織)

第5条 支援センターは、保健医療局健康医務部健康対策課の職員で構成する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料 8 検討委員・ワーキンググループ委員名簿 (敬称略)

1. 愛知県歯科衛生士人材育成検討会議 委員名簿

	所属機関・団体名	職名・職種	氏名
助言者	全国行政歯科技術職連絡会 (R3～4：前副会長)	副会長	高澤 みどり
学識 経験者	愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科	教授	犬飼 順子
	名古屋大学大学院医学系研究科予防医学分野 東北大学大学院歯学研究科 (R3～4)	准教授 特命教授	竹内 研時
公衆衛生 関係団体	公益社団法人愛知県歯科衛生士会	会長	金森いづみ
行政機関	長久手市福祉部健康推進課 同 (R4)	課長 (事務) 課長 (保健師)	浅井 俊光 遠藤 佳子
	大口町健康福祉部健康生きがい課	主幹 (保健師)	松井 昌子
	大府市健康文化部健康増進課	歯科衛生士	本多 さおり
	安城市子育て健康部健康推進課	歯科衛生士	山下 昌子
	保健所健康支援課長代表 (R2：半田保健所) (R3：衣浦東部保健所) (R4：半田保健所)	課長 課長 課長	深見亜津子 木戸美代子 古橋 完美
その他	オブザーバー 名古屋市・豊田市歯科衛生士 (指導者)		

2. 「愛知県歯科衛生士人材育成ガイドライン」ワーキンググループ委員

	所属機関名	職名・職種	氏名
市町村	津島市健康福祉部健康推進課	歯科衛生士	太田 真由
	知多市健康部健康課進課	歯科衛生士	鈴木 千遥
	みよし市子育て健康部健康推進課	歯科衛生士	川野 杏奈
	豊川市子ども健康部保健センター	歯科衛生士	萩野 由
県保健所	愛知県清須保健所 (R2：一宮保健所、～R3)	課長補佐	坂野 淑恵
	愛知県半田保健所	課長補佐	畔柳由佳里
	愛知県清須保健所 (R2～3：半田保健所)	主任	吉田 彩乃
	愛知県豊川保健所 (R2～3：衣浦東部保健所)	主任	喜瀬美由紀
その他	オブザーバー 名古屋市・豊田市歯科衛生士 (新任期)		

様式集

(所属で定めた様式を優先してください。)

- 目標到達状況のチェックリスト
- 人材育成支援シート
- 指導者評価シート

様式は、愛知県公式ウェブサイトから「Word ファイル」をダウンロードできます。

愛知県公式ウェブサイト／健康対策課／歯科・栄養グループ／
愛知県の歯科口腔保健マニュアル等（指導者・支援者向け）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/top.html>

愛知県 健康対策課



目標到達状況のチェックリスト

<到達レベル>

0：できない 1：指導者と一緒ができる 2：少しの助言でできる 3：自立してできる 4：後輩に指導・助言で

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル		到達レベル		到達レベル		到達レベル	
				年度		年度		年度		年度	
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月
1 地域支援活動	a 地域把握	市町村・保健所事業の把握	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における歯科保健事業の概要（事業内容等）を把握している 所管保健所における歯科口腔保健事業を把握している 市町村または保健所歯科保健事業と自所属の歯科保健事業との関連性や連携の必要性がわかる 								
		市町村関係部署の把握	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している 所管保健所における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している 								
		保健所関係部署の把握	<ul style="list-style-type: none"> 保健所または市町村関係部署の役割・機能と自所属部署の関連性や連携状況がわかる 								
		関係機関・団体の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している 地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、栄養士会等）を把握している その他関係機関（病院、教育機関、保育園、高齢者施設等）を把握している 関係機関・団体の役割・機能を理解し自所属部署の歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる 								
		学校・園保健活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校（保育園・幼稚園・子ども園）における歯科保健活動を把握している 学校・園の保健活動の内容を理解し自所属部署の活動との関連性や連携状況がわかる 								
		社会資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる 関連施設を把握している 地域の保健・福祉サービスを把握している 大まかな福祉サービスの項目を把握している 								
	b 情報収集・把握	法制度の理解	<ul style="list-style-type: none"> 事業の根拠となる法制度がわかる 事業に関する実施要綱、要領、通知等がわかる 								
		実施要綱・要領・通知の理解	<ul style="list-style-type: none"> 事業の根拠法令や制度と各自治体の健康増進計画、歯科口腔保健基本計画等の指標等の関連性が理解できる 国実施要綱（実施要領）等を理解し事業企画につなげられる 								
		統計資料の理解・活用	<ul style="list-style-type: none"> 統計報告資料から地域の状況を把握できる 統計資料を事業に活用できる 								

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル		到達レベル		到達レベル		到達レベル	
				年度		年度		年度		年度	
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月
1 地域支援活動	c 地域診断・情報管理	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる								
			・健診データの確認（エラーチェック）ができる								
			・集計結果から情報の分析を行うことができる								
			・データや分析結果を整理し資料化できる								
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる								
			・把握した健康課題から対応策を提案できる								
	d 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる								
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる								
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる								
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる								
			・必要に応じて多職種、関係機関と連携できる								
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる								
		集団指導	・集団指導の対象に応じた目的やねらいが設定できる								
			・集団指導の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる								
			・ニーズに応じた集団指導ができる								
			・集団指導に応じた効果的な評価方法を検討できる								
			・集団指導の企画・運営・評価が実施できる								
			・集団指導を通じて対象の健康増進につながる支援ができる								
	e 連携・調整	所属（庁内）での連携	・所属内でタイムリーに状況報告や相談ができる								
			・関係する部署の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる								
			・関係する部署へ連携を働きかけることができる								
関係機関等との連携		・歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している									
		・市町村（担当部署）の役割・機能を理解している									
		・関連する福祉・高齢者施設等を把握している									
		・関係機関、関係団体、関係者と連絡を取り、業務・事業に応じた進捗について調整できる									
		・業務・事業について連携を働きかけ主体的に運営できる									

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達し ベル		到達し ベル		到達し ベル		到達し ベル			
				年度		年度		年度		年度			
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月		
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	事業化・施策化に必要な情報の把握	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画などの仕組みが理解できる										
			・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、タイムリーに歯科保健に関わる事業化、施策化ができる										
		企画・立案・評価	・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる										
			・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる										
	g 調査・研究	課題の抽出 調査研究の企画	・地域の歯科保健状況を把握し歯科口腔保健に関する健康課題を抽出できる										
			・地域の健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる										
			・調査・研究を実施するための基礎資料や情報収集を行うことができる										
			・調査・研究の企画、デザインを設定できる										
		調査研究の実施	・調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる										
			・調査・研究について企画に基づき計画的に進捗できる										
調査研究まとめ・還元	・調査・研究の内容について情報提供（所属、関係機関等）できる												
	・調査・研究の結果をまとめ発表できる												
	・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる												
3 健康危機管理に関する活動	h 健康危機管理	地域の把握	・防災計画や所属部署の災害時活動体制を理解している										
			・災害時の活動について自身の役割を理解している										
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している										
			・管内市町村、所管保健所の災害時活動体制を把握している										
			・関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している										
	平常時の活動	・健康危機管理体制の基礎的な知識を身につけることができる											
		・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる											

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達し ベル		到達し ベル		到達し ベル		到達し ベル	
				年度		年度		年度		年度	
				4月	月	4月	月	4月	月	4月	月
3 続き	健康危機管理	平常時の活動	・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考 えることができる								
			・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制 の整備に向けて、関係機関・団体と連携・調整 できる								
		災害時の活動	・関係部署と情報共有できる								
・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に 活動できる											
4 管理的活動	i 事業評価	P D C Aに基づく 事業評価・施策 評価	・P D C Aサイクルに基づく事業評価方法を理 解できる								
			・事業計画の立案時に評価指標を設定できる								
			・事業評価を行い事業の見直しができる								
			・新規事業の計画の提案ができる								
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見 直しの提案ができる								
	j 進捗管理	関係計画の進捗 管理	・歯科口腔保健基本計画指標に基づく地域の 歯科保健状況が把握できる								
			・市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯 科保健状況が把握できる								
	k 人材育成	歯科関係者・多 職種への教育研 修	・歯科関係者や多職種に対する研修テーマ（二 ーズ）を把握できる								
			・必要な研修の企画・立案ができる								
			・研修の運営、評価ができる								
			・評価に基づき関係者、多職種と連携した対応 策が提案できる								
			・関係者、多職種と協働した地域活動ができる								
人材育成	自らの人材育成 管理 後輩歯科衛生士 人材育成	・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣 旨に沿った人材育成の方針を理解できる									
		・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインに基 づき自己評価ができる									
		・自己評価を行い、積極的に自己啓発を行って いる									
		・自己の学習課題を明確にできる									
		・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかか るサポート、アドバイスができる									
・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が 作成できる											

人材育成支援シート

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

1 目標設定・面談記録

面談日	目標 (今年度やりたいこと)	学びたいこと やり遂げたいこと	指導者の助言・コメント

2 研修受講・研究発表記録

年月日	キャリア レベル	事業名等	概要	備考 (公費/自費)

指導者評価シート

【評価設定】 3 : 「十分できた」 2 : 「おおむねできた」 1 : 「できなかった」

評価の視点	評価指標	年度		年度	年度	年度	年度
		6か月	1年				
◆指導目標の設定 ◆指導計画に関する評価	・目標のレベルは妥当だったか						
	・目標の数は適切だったか						
	・目標を達成させるための方法は適切だったか						
	・目標、計画の中間評価、課題整理、計画修正は必要に応じてなされたか						
◆新任者の育成環境に関する評価	・新任者の目標に合った歯科保健活動の機会は獲得できたか						
	・指導者は組織（管理者）への経過報告などにより人材育成のオープン化が図られていたか						
◆新任者の実践指導に関する評価	・指導姿勢として「指示命令」でなく、「考え、気づかせる」形が取れていたか						
	・歯科保健活動業務の事前の準備、実施計画へのアドバイスは適切にできたか						
	・歯科保健活動業務の実施後の結果報告や整理が行われたか						
◆管理者への報告・連絡・相談に関する評価	・管理者への報告、連絡、相談は適切に行われたか						
◆職場内の体制づくりに関する評価	・職場内での新任者の人材育成体制は適切であったか						
	・改善点などについて提案し、行動できたか						

「愛知県保健師人材育成ガイドライン ver. 2」掲載の表を一部改変

愛知県歯科衛生士人材育成ガイドライン

令和5（2023）年3月

愛知県口腔保健支援センター

（愛知県保健医療局健康医務部健康対策課）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 (052) 954-6271

FAX (052) 954-6917

メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/>